

災害時等における施設の提供協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）、学校法人植草学園（以下「乙」という。）は、千葉市内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の提供協力の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時等において、甲が行う災害対策に乙が協力することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第 2 条 乙は、次の各号に掲げる事項において、可能な範囲で協力するものとする。

（1）車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした、提供施設（本条第 2 項に定義する。以下本項において同じ。）の提供及び車中泊避難者への支援

（2）市内で高潮・津波等による大規模な浸水が想定される場合において、浸水想定区域等から退避する車両（以下「退避車両」という。）の受け入れを目的とした提供施設の提供

2 前項の協力は、以下の施設のうち、乙があらかじめ指定した区画（以下「提供施設」という。）において行うものとする。

施設名	所在
植草学園大学・植草学園短期大学	千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3

（車中泊避難者の受け入れ場所としての施設の提供）

第 3 条 乙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、車中泊避難者の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、車中泊避難者の受け入れ場所として提供するものとする。

2 乙は、前項に基づき提供施設の全部又は一部を提供する場合、次の各号に定める事項について、車中泊避難者への支援を行うよう努めるものとする。

（1）休憩スペースの提供

（2）トイレ設備及び水道設備の提供

（3）甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報の提供

3 前 2 項に定める車中泊避難者への提供施設の提供及び支援の期間は、原則として、車中泊避難者の受け入れ開始から 3 日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長することができる。

(車中泊避難者の受け入れ場所の開設及び管理運営)

第4条 車中泊避難者の受け入れ場所における開設及び管理運営は、甲の責任において行う。

(退避車両の受け入れ場所としての施設の提供)

第5条 乙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、退避車両の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、退避車両の受け入れ場所として提供するものとする。

2 退避車両の受け入れ期間は、原則として、退避車両の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長することができる。

(被害情報の収集・伝達)

第6条 甲、乙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲、乙は、速やかに連絡を取ることができる体制を予め整備しておくものとする。

(協力の要請)

第7条 甲は、災害時等において、乙に対し、第2条に掲げる協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって行い、事後、速やかに文書を提出する。

(提供施設の閉鎖)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、車中泊避難者及び退避車両の退去を求めることができるものとする。

(1) 甲が、提供施設の提供の必要がなくなつたと判断し、乙に連絡した場合

(2) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合

(3) 第3条又は第4条に基づき提供施設を使用する者(以下「使用者」という。)による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があった場合

(4) その他、合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

2 前項に基づく使用者の退去にあたっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとし、そ

の金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第 10 条 本協定に定めがない事項及び本協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、令和 4 年 5 月 3 1 日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解消の申し出がないときは、有効期間は、同様の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定書締結の証として、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通保有する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉県千葉市中央区弁天 2-8-9
学校法人 植草学園
理事長 植草 和典